



## 地区住民福祉活動計画推進助成 地域の未来を拓く<sup>ひら</sup>助成事業 要綱

(はじめに)

この助成事業は東近江市のみなさまにご協力いただく「赤い羽根共同募金」を財源としています。

(目的)

第1条 この要綱は、東近江市内14地区で地区住民の「こんな地域にしたい」という想いや、その想いを実現するためにどのような活動に取り組むのかをまとめた“地区住民福祉活動計画”を推進する活動に対して助成し、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この助成事業の対象となる団体は、東近江市内の各地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）および各地区社協地域（以下「各地区」という）の地区住民福祉活動計画を推進する団体とする。なお、地区社協以外の団体が助成を申請する場合は、地区社協の副申を添付し、地区社協を通じて申請および実績報告等を行うものとする。

(助成対象期間)

第3条 この助成は当該年度の4月1日から3月31日の間に実施する活動を対象とする。

(助成対象事業と助成金額)

第4条 助成対象事業は、各地区の地区住民福祉活動計画に基づいて実施する事業とし、助成金額は各地区あたり下記の《助成金額算出基準》により算出した金額を上限とし、助成対象経費の4/5（千円未満切捨）を助成する。また、各地区内で複数事業の申請を可とするが、各地区の助成申請金額の合計が上限額を超える場合は地区社協が調整するものとする。ただし、審査により申請額から減額となる場合がある。また、本会の予算額の範囲内とし、上限額に満たないこともある。なお、東近江市社会福祉協議会（以下「本会」という）や東近江市、その他団体等からの助成の重複は認めない。

《助成金額算出基準》

次の①および②の合計金額を助成金額の上限額とする。

①固定額 地区あたり20万円

②人口割額 地区人口×20円（ただし、前年度10月1日現在の人口数とする）

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は下表のとおりとし、助成事業を実施するために直接必要な経費のみとする。また、次に掲げるものは助成対象外とする。

- (1) 団体の運営のための経費（団体構成員の人件費・謝礼、事務所などを維持するための経費、団体の事務機器等の備品購入経費など）
- (2) 飲食に関わる経費（会議の茶菓子代、食事に関する経費や食材料費）。飲食に関わる経費は自己負担や自主財源を充当するものとする。ただし、見守り活動に必要な経費は除く。
- (3) 個人に配布、また持ち帰る物の経費（事業の参加賞や景品、プレゼントなど）。個人に配布

する物品等の経費は自己負担や自主財源を充当するものとする。ただし、見守り活動に必要な経費は除く。

| 対 象 経 費  | 内 容   |
|----------|---|
| 諸謝金      | 外部講師への謝礼・交通費等   |
| 旅費交通費    | 道路等使用料、公共交通機関利用料等（ガソリン代は対象外）  |
| 消耗品費     | 事務用品、事業に必要な消耗品・材料費等   |
| 通信運搬費    | 切手、はがき等（事業に関するもののみ）   |
| 印刷製本費    | コピー代、チラシ、資料等の作成経費   |
| 給食費      | 食料に関する経費 ※見守り活動に必要な経費のみ   |
| 手数料      | 振込手数料等  |
| 保険料      | 傷害保険、行事保険等（ボランティア活動保険は対象外）  |
| 使用料及び賃借料 | 事業開催時の会場の使用料、器具等借用にかかる経費  |
| 器具備品費    | 事業実施に不可欠な1万円以上の器具備品の購入経費<br>※ただし、器具備品費における助成金額は、器具備品費以外の対象経費の助成金額を超えない範囲とし、なおかつ1事業につき2万円を上限とする。 |

（助成申請および申請受付期間）

第6条 助成の申請については、当該年度の4月1日から5月15日（土日祝の場合はその翌日）までの期間に助成事業申請書(様式1)を本会へ提出するものとする。また、申請状況により、追加募集を行うことがある。

（助成の決定）

第7条 助成の決定は、審査委員会で可否を決定し、助成決定通知書または不決定通知書を交付する。

（助成金の交付）

第8条 助成金の交付は概算払いとし、助成金交付請求書の提出のあった日の翌月20日までに交付する。ただし、支払い期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日に交付する。

（助成事業の変更）

第9条 助成事業の申請内容が当初の計画からやむを得ず変更する場合で、次の各号に該当する場合、事前に本会に報告し承認を得なければならない。

- （1） 助成事業の内容が当初の計画から大幅に変更がある場合
- （2） 助成金額が当初の計画から3割程度の減額がある場合

（助成事業の報告および精算）

第10条 助成事業完了後速やかに、事業年度を超える場合は翌年度4月10日（土日祝の場合はその翌日）までに、助成事業報告書（様式2）、領収書またはレシートの写し、事業の写真やプログラム、「ありがとうメッセージ」を本会へ提出するものとする。また、助成事業報告により助成金に余剰金がある場合は助成金を返還するものとする。報告書の内容や写真は本会広報紙や共同募金ホームページ「はねっと」等に掲載する場合がある。

(助成の取消・返還)

第11条 会長は、助成を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の取消または返還を求めることができる。

- (1) 助成金が目的外に使用された場合
- (2) 虚偽の申請・不正な手続きにより交付を受けた場合
- (3) 助成事業の遂行する見込みがなくなった場合
- (4) 構成メンバーに反社会的勢力に関係する者がいる場合

(広報および募金活動への参加)

第12条 助成を受けた団体は、実施する事業が赤い羽根共同募金による助成事業であることを次にあげる方法等により周知しなければならない。また、実施事業等で募金活動に取り組むなど、共同募金運動に積極的に参加するものとする。

- (1) 事業名、プログラム・案内通知等には必ず「赤い羽根共同募金助成事業」と明記し、地域住民や事業参加者に共同募金による助成事業であることを周知する。
- (2) 購入した器具備品には、必ず共同募金受配シールを貼付する。
- (3) 団体が発行する広報誌や、SNS等で事業の周知や報告を行い、必ず「赤い羽根共同募金助成事業」であることを発信する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度、会長が定める。

附則 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。